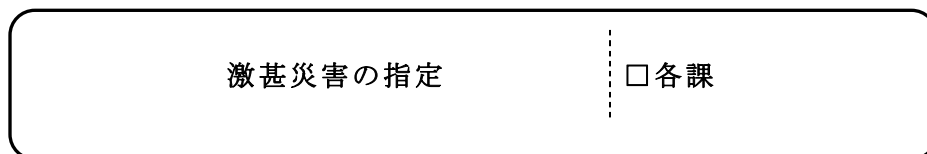


第2節 激甚災害の指定



【基本方針】

激甚法は、激甚災害が発生した場合における地方公共団体に対する特別の財政援助または被災者に対する特別の助成措置について規定している。

激甚災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。したがって、そうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることとする。

地震・津波災害復旧・復興対策における激甚災害指定は、一般災害対策：第Ⅳ編第2章第2節「激甚災害の指定」に準ずる。